

## 社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会後援名義使用承認事務取扱要領

### （目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の後援名義使用承諾事務の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### （承認基準）

第2条 後援名義使用の承認は、次の各号に定める基準によるものとする。

（1）主催者が、次のいずれかに該当するものであること。

- ① 国、地方公共団体又はこれらに準じる公共団体
- ② 社会福祉、保健、医療等に関する事業を行うことを主たる目的としている団体又は社会福祉の向上に寄与すると認められる事業を行う団体で、次のすべての要件を満たすもの
  - ア 規約・会則等の定めがあり、団体の存立と意思が明確なこと
  - イ 事業遂行能力が十分にあること
  - ウ 専ら営利を目的とするものでないこと
- ③ その他会長が適当であると認める団体

（2）事業内容が、公共の福祉の向上や地域の発展、本会の施策の推進に寄与することであること。ただし、次のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- ① 公序良俗に反するもの、その他社会的な批判を受けるおそれのあるもの
- ② 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教の活動であるもの
- ③ 暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの
- ④ 営利を主たる目的としているもの
- ⑤ 事業の参加者に対して過重な負担を負わせるもの

（3）その他、次のいずれかに該当するときは承認しないものとする。

- ① 本会の運営に支障をきたすおそれのあるもの
- ② 過去における名義の使用において、使用承認の条件に違反したもの
- ③ 会長がその目的、事業内容等を勘案して必要と認める基準を満たさないもの

### （申請手続等）

第3条 後援名義使用承認を申請する者（以下「申請者」という。）は、後援名義使用申請書（様式第1号）による申請書又は同等の事項を記載した書面を、本会に提出しなければならない。

2 会長は、必要に応じ、申請者に対して次の各号に掲げる書類を提出させることができる。

- ① 定款、規約、沿革その他申請者の概要が分かる書類
- ② 申請事業の実施要項、募集要項その他事業の内容が分かる書類

③ その他会長が必要と認める書類

- 3 申請者は、前2項に定める書類を、事業開始の1か月前までに提出しなければならない。  
ただし、会長が認める場合は、その期間を短縮することができる。

(使用の承認)

第4条 会長は、申請書を受理したときは、第2条の規定に基づき内容を審査し、申請を受け付けた日の翌日から起算して21日以内に承認又は不承認の通知をするものとする。

- 2 会長は、後援名義使用を承認する場合は後援名義使用承認通知書(様式第2号)を、承諾しない場合は後援名義使用不承認通知書(様式第3号)を申請者に送付するものとする。

(承認の条件)

第5条 後援名義使用承認の決定通知を行う場合は、次の各号の条件を付すものとする。

- (1) 後援名義使用は、承認した日から当該事業終了までとし、長期間にわたるものは6ヵ月を限度とする。  
(2) 申請事業に係る物的又は人的な支援は行わない。ただし、会長が特に認める場合は、この限りではない。  
(3) 本会は、申請者及び第三者に対し、申請事業に係る損害賠償その他いかなる責も負わない。

(承認事項の変更等の届出)

第6条 後援名義使用の承認を受けた者(以下「承認団体」という。)は、当該事業の内容変更や中止等があった場合には、速やかに本会にその旨を届け出なければならない。

(承認の取り消し)

第7条 会長は、承認団体が虚偽その他不正な行為により後援名義使用の承諾を受けたとき、第6条に規定する変更の届出をしなかったとき、その他不適当な行為があったと認めるときは、当該承認を取り消し、後援名義使用承認取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(事業報告書の提出)

第8条 承認団体は、当該事業の終了日から30日以内に、後援事業実績報告書(様式第5号)による報告書又は同等の事項を記載した書面を、本会に提出しなければならない。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援名義使用承認事務について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。